

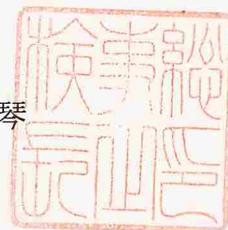
最高検企第198号

令和3年6月30日

山 中 理 司 殿

検事総長 林

眞 琴



裁決書謄本の送付について

令和2年6月22日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和2年6月22日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文
本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和2年4月17日、東京高等検察庁検事長（以下「処分庁」という。）に対し、行政文書開示請求書を郵送した。
- 2 処分庁は、同月20日付けで受理した審査請求人の行政文書開示請求に対し、令和2年6月18日、行政文書不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、行政文書不開示決定通知書を審査請求人宛て郵送した。
- 3 審査請求人は、同月22日、検事総長に対し、原処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月18日付け東高企第204号により処分庁が行った原処分を取り消すとの決定を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。
 - (1) 法務大臣は、内閣総理大臣に対し、下記(2)の理由により、国家公務員法81条の3第1項に基づき特定検察官を特定年月日Aまで勤務延長させることが必



要と認められるので、閣議の上、然るべくお取り計らい願いますという、特定年月日B付けの閣議請議書を提出し、かつ、特定年月日C付けの閣議決定により同人の勤務延長が認められた（資料1）ことからすれば、本件対象文書は存在するといえる。

- (2) 東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、特定検察官の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間引き続き特定役職の職務を遂行させる必要がある。

理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定検察官の勤務を延長する理由となった、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判の内容が書いてある文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めているものであるところ、処分庁は、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、処分庁に確認等したところ、以下の事実が認められる。

ア 処分庁に対し、勤務延長の理由等を記載した行政文書の作成や上級庁等への提出を求める規定はなく、処分庁は、実際に作成していない。

イ 法務大臣の内閣総理大臣に対する本件閣議請議書の提出は、検察官の任免に関するものであり、この点に関しては、法務省本省（法務省大臣官房人事課）が所掌しており、上記閣議請議書については、法務省本省で作成されるものである。したがって、その提出に係る調整も法務省本省で行っていることから、東京高等検察庁においては提出に関与しておらず、また、本件対象文書を作成又は取得し、保有していない。

ウ 本件審査請求を受けて、念のため、東京高等検察庁全部署において、本件対象文書の再探索を行った。その範囲等は、行政文書ファイルが保存されている執務室及び書庫並びにパソコンのドライブ内の情報であり、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

- (2) これを検討するに、その経緯及び本件対象文書の探索の範囲について、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情はなく、審査請求人において、処分庁が本件対象文書を保有していることを具体的に根拠付ける主張もないことから、上記ア、イの事実を否定することまではできない。

したがって、東京高等検察庁において、本件対象文書を保有しているとは認

められない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京高等検察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当である。

また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。

※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、審査庁の所属する国を被告として（訴訟において審査庁の所属する国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

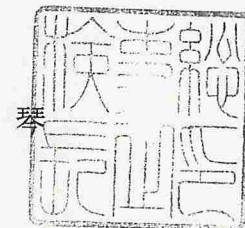
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和3年6月30日

検事総長 林

眞 琴





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年6月30日

最高検察庁総務部企画調査課長 佐藤修司

